

小規模保育事業所の設置認可について

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度において、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業となりました。児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項において、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められております。

このたび、小規模保育事業所を認可するにあたり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と照らし合わせ、適合する見込みであることから、習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

1. 設置予定事業者

本市にて、第一中学校区及び第五中学校区における小規模保育事業所設置運営事業者を公募したところ、下記事業者から、両中学校区の応募があり、「習志野市小規模保育事業所設置運営事業者公募選考委員会」にて選考した結果、設置運営事業者を株式会社 エクシオジャパンに決定いたしました。

事業主体	株式会社 エクシオジャパン
事業・施設住所	神奈川県横浜市西区岡野 2-15-31 クレセント TF1F

2. 小規模保育事業所整備概要

(1) サンライズキッズ保育園 奏の杜園(第一中学校区)

①設置予定場所



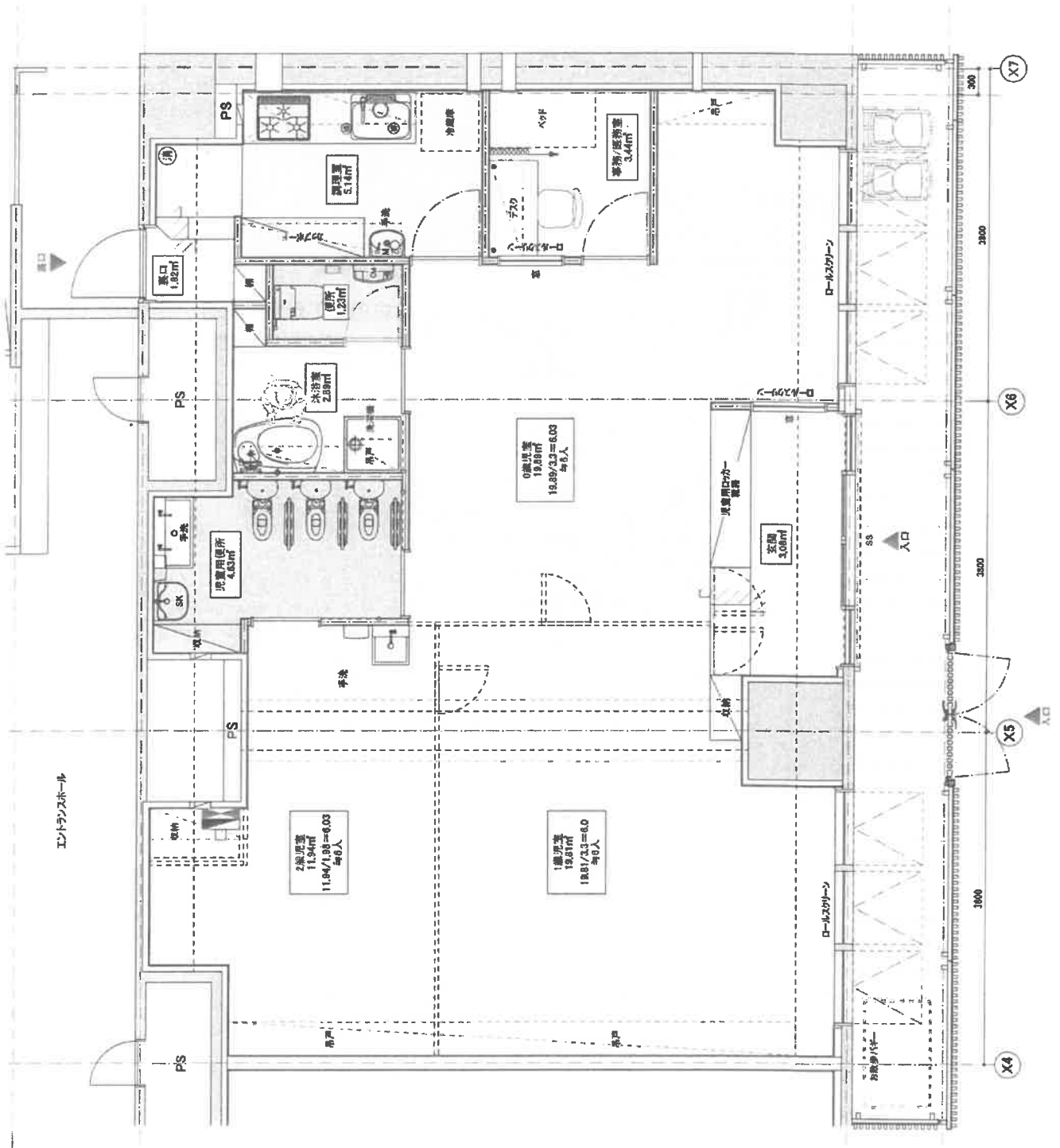
施設から屋外遊技場までの距離: 192m

園児が歩いて約 3 分

②施設概要等

施設名称(仮称)	サンライズキッズ保育園 奏の杜園
事業開始予定日	平成 29 年 11 月 1 日
中学校区	第一中学校区
所在地	習志野市奏の杜 1-12-13 フローレンス奏の杜 2 号室
定 員	18 人(内訳)0 歳児:6 人、1 歳児:6 人、2 歳児:6 人
設 備 (平面図参照)	事業対象延床面積 91.2 m ² (有効面積 73.87 m ²) (1)保育室等:乳児室 39.7 m ² (必要面積 39.6 m ²) 保育室 11.94 m ² (必要面積 11.88 m ²) (2)屋外遊戯場:キャロット公園(施設からの距離約 192m) (3)その他設備:調理室、医務室、沐浴設備、便所、事務室等
職 員	施設長、保育士:9 名、調理員:1 名、栄養士:1 名、嘱託医:2 名(内科医及び歯科医)
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始除く)
開所時間	7 時から 19 時まで
給 食	自園調理
連携施設(保育支援)	市立谷津保育所
連携施設(3 歳児受け皿)	そらまめ保育園
保育方針	・0～2 歳は人格形成の基礎を作るとても大切な時期と考え、一人一人の欲求を受け止め、肯定感を育む援助をします。 ・子ども達の心身の健全が助長されるように援助することを基本とし、個性にあった保育を目指します。 ・一人一人の考えや思いを理解して尊重することで子どもの自信に繋がります。 ・常に子どもたちに耳を傾け、小さな変化も見逃さず、訴えや感情を受け止めその時々合った援助をします。 ・安定した情緒の下、愛されること愛することの喜びを知り、互いを認め合い思いやる心、感謝する気持ちを育みます。

③施設平面図



(2) サンライズキッズ保育園 津田沼園(第五中学校区)

① 設置予定場所



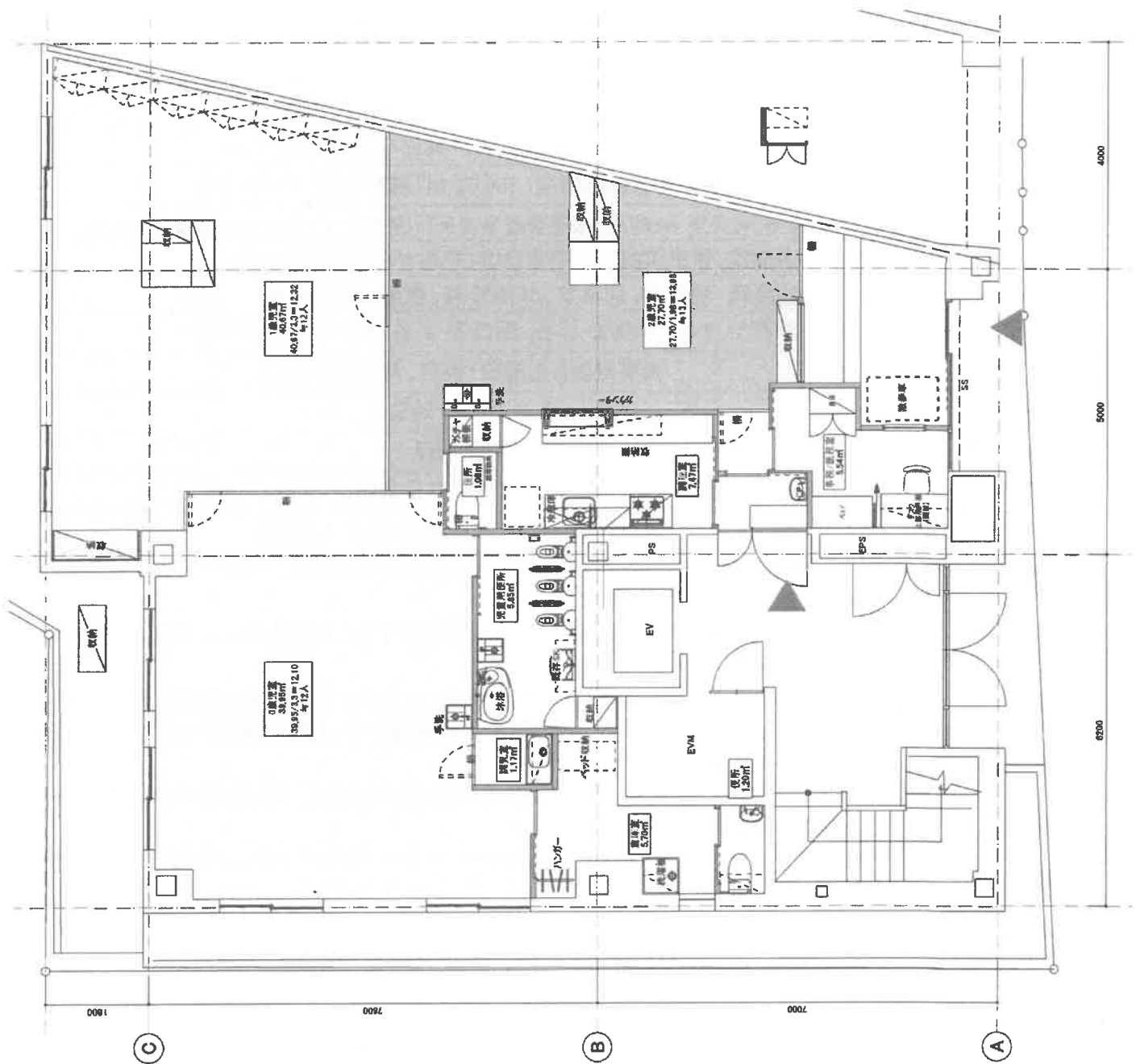
施設から屋外遊技場までの距離:90m

園児が歩いて約 1 分

②施設概要

施設名称(仮称)	サンライズキッズ保育園 津田沼園
事業開始予定日	平成 29 年 11 月 1 日
中学校区	第五中学校区
所在地	習志野市津田沼 4-11-11 小倉第一ビル 1 階
定 員	19 人(内訳)0 歳児:6 人、1 歳児:6 人、2 歳児:7 人)
設 備 (平面図参照)	事業対象延床面積 158.52 m ² (有効面積 136.31 m ²) (1)保育室等:乳児室 80.62 m ² (必要面積 39.6 m ²) 保育室 27.7 m ² (必要面積 11.88 m ²) (2)屋外遊戯場:津田沼四丁目児童遊園(施設からの距離約 90m) (3)その他設備 調理室、医務室、沐浴設備、便所、事務室等
職 員	施設長、保育士:7 名、栄養士:2 名、嘱託医:2 名(内科医及び歯科医)
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始除く)
開所時間	7 時から 19 時まで
給 食	自園調理
連携施設(保育支援)	市立菊田第二保育所
連携施設(3 歳児受け皿)	菊田みのり保育園(平成 30 年 4 月開園)
保育方針	・0～2 歳は人格形成の基礎を作るとても大切な時期と考え、一人一人の欲求を受け止め、肯定感を育む援助をします。 ・子ども達の心身の健全が助長されるように援助することを基本とし、個性にあった保育を目指します。 ・一人一人の考えや思いを理解して尊重することで子どもの自信に繋がります。 ・常に子どもたちに耳を傾け、小さな変化も見逃さず、訴えや感情を受け止めその時々合った援助をします。 ・安定した情緒の下、愛されること愛することの喜びを知り、互いを認め合い思いやる心、感謝する気持ちを育みます。

③施設平面図



参考資料

【小規模保育事業】

小規模保育とは、満 3 歳未満児を対象とし、定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で行う保育です。
小規模保育事業には A 型・B 型・C 型があり、習志野市では、A 型及び B 型を整備いたします。

事業名	概要	定員
小規模保育事業	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。以下の 3 類型がある。 A 型: 保育所分園に近い類型(全て保育士) B 型: A 型と C 型の間間的な類型(1/2 以上が保育士) C 型: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型	A 型・B 型 6 人以上 19 人以下 C 型 6 人以上 10 人以下

【小規模保育事業 A 型及び B 型の主な認可基準】

項 目	小規模保育事業 A 型	小規模保育事業 B 型
定 員	6 人以上 19 人以下	
設 備	(1)0 歳から 1 歳児 乳児室又はほふく室 一人当たり 3.3 m ² 以上 (2)2 歳児以上 保育室又は遊戯室 一人当たり 1.98 m ² 以上 (3)屋外遊戯場(付近の代替地含む) 2 歳児以上一人当たり 3.3 m ² (4)調理設備、医務室、便所等を設置	
職 員	(1)保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務委託等の場合は、調理員不要 (2)保育士の配置 0 歳児 3:1 1 歳～2 歳児 6:1 } + 1	(2)保育士(1/2 以上)、保育従事者※ ¹ 、嘱託医、調理員※ ² ※ ¹ : 子育て支援員等 ※ ² : 調理業務委託等の場合は、調理員不要 (2)保育士の配置 0 歳児 3:1 1 歳～2 歳児 6:1 } + 1
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く。)	
開所時間	原則、11 時間以上	
給 食	自園調理	
連携施設	乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する。 【主な連携内容】 ① 入所児童との交流に関する支援 ② 行事等への参加に関する支援 ③ 保育に関する相談等の支援 ④ 食事の献立等に関する支援 ⑤ 屋外遊戯場の利用に関する支援	

